



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土壌汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 2
- 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（消費・くらし安全課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（空港課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古総合実業高等学校）…………… 5

正 誤

- 平成29年 7 月 7 日付け公報定期第4558号中訂正…………… 7

告 示

沖縄県告示第407号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 8 月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定する形質変更時要届出区域 浦添市牧港五丁目1060番4及び1071番の各一部
- 2 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

沖縄県告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第247号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 8 月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 3 事業施行期間 平成25年 4 月12日から平成32年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成25年沖縄県告示第247号の事業地のうち、浦添市宇前田地内において事業地を変更

する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成29年8月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成29年8月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与那国島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	与那国町字与那国4806番3から 与那国町字与那国4793番5まで	11.7m ～ 15.0m	80.0m
新	与那国町字与那国4806番3から 与那国町字与那国4793番5まで	11.7m ～ 15.2m	80.0m

沖縄県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年8月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
武富(3)	糸満市字武富及び豊見城市字高嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに糸満市役所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
豊見城(2)	糸満市字武富並びに豊見城市字高嶺、字平良及び字饒波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所並びに糸満市役所及び豊見城市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第411号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一団地（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成29年8月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 対象区域 南城市玉城字玉城176番1の一部
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県南部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成29年8月3日 沖縄県指令土第551号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成29年8月28日まで縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年 7 月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こども家庭リソースセンター沖縄
- 3 代表者の氏名 興座初美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市中央三丁目15番5号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、家族機能の変化により、子育てに関する公的支援で対応できない人々に対して、相互援助活動事業、一時預かり事業及び相談業務を行い、子育て支援者や団体に対して育成・派遣事業を行い、子育て家庭に対して自立支援事業及び調査研究事業等を行い、世間一般に対して出版刊行事業を行うことで、社会の変化に対応する子育て支援を行い、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される地域社会の形成に資し、沖縄の児童家族福祉に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成29年9月2日まで縦覧に供する。

平成29年 8 月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年 8 月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人浦添市美術館友の会
- 3 代表者の氏名 運天政徳
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市仲間一丁目9番2号浦添市美術館内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、浦添市美術館の事業に協力するほか、地域における文化芸術活動に寄与し、心豊かな社会の実現に貢献することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年 8 月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年 7 月5日
(2) 商号名 うるま電工
(3) 代表者名 前堂安正
(4) 所在地 うるま市勝連平安名1322番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第10977号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年6月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年 7 月12日
(2) 商号名 沖誠塗装工業
(3) 代表者名 石垣誠
(4) 所在地 浦添市西原五丁目18番13号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12651号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成29年7月13日
- (2) 商号名 株式会社しんこうエンジニアリング
- (3) 代表者名 屋良修
- (4) 所在地 那覇市前島2丁目22番28号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第6401号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成29年7月13日
- (2) 商号名 有限会社まるやす建設
- (3) 代表者名 玉城悦子
- (4) 所在地 糸満市字糸満1470番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第1160号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年7月3日付けで、建設業法第12条に基づき屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成29年7月13日
- (2) 商号名 有限会社長嶺工業
- (3) 代表者名 長嶺恵江
- (4) 所在地 糸満市西川町15番地18
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第1296号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年7月5日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年7月18日
- (2) 商号名 有限会社テドコン建設
- (3) 代表者名 手登根正枝
- (4) 所在地 宮古島市伊良部字国仲86番地7
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第100号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年6月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年7月18日
- (2) 商号名 朗建設
- (3) 代表者名 安次嶺盛朗
- (4) 所在地 那覇市字仲井真294番地2前平アパート301
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12718号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年6月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年7月18日
- (2) 商号名 やまだ塗装
- (3) 代表者名 山田義都
- (4) 所在地 うるま市石川山城22番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12808号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年6月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年7月25日
- (2) 商号名 龍球工業
- (3) 代表者名 山本健司
- (4) 所在地 宜野湾市野嵩三丁目30番8号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12290号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年6月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年7月26日
- (2) 商号名 古堅住設
- (3) 代表者名 古堅宗一
- (4) 所在地 久米島町字真我里193番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第8354号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年8月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車(5,000リットル級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年7月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 帝國繊維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目1番10号
- 5 落札金額 167,292,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年6月9日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年8月15日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 本 村 博 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 小型教習・漁業・潜水実習兼用船 1隻
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成30年2月28日(水曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成29年8月22日（火曜日）から同年9月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校事務室 〒906-0013 宮古島市平良字下里280番地 電話番号 0980-72-2249
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成29年8月22日（火曜日）から同年9月1日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年9月27日（水曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重大な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年8月22日（火曜日）から同年9月1日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)に示す場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立宮古総合実業高等学校
 - (2) 所在地 〒906-0013 宮古島市平良字下里280番地 電話番号 0980-72-2249
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時までに5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成29年9月25日（月曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立宮古総合実業高等学校に提出すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
 ア 日時 平成29年9月8日（金曜日）午前10時
 イ 場所 5(2)に示す場所
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 A Practical training ship for fishing, diving, and training 1-ship
- (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE
 February 28, 2018, Okinawa Prefectural Miyako General Vocational Senior High School
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
 10:00 a.m. September 8, 2017
- (4) DATE FOR BIDS
 11:00 a.m. September 27, 2017
- (5) POINT OF CONTACT
 Okinawa Prefectural Miyako General Vocational Senior High School Office
 280 Shimozato Hirara Miyakojima City, Okinawa, Japan, 906-0013
 Telephone 0980-72-2249

正 誤

平成29年7月7日付け公報定期第4558号掲載の「大規模小売店舗の新設の届出」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	下から1	第一市街地再開発事業	第一種市街地再開発事業

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	--